

意見の趣旨と町の考え方

意見者 番号	意見 番号	案中の 該当箇所	ご意見	町の考え	計画への 反映
1	1	その他	基本的に反対ですが、今はどちらでもないです。 先ず、意見を求められても何を今更、というのが一番の感想です。 ストリートスポーツの町づくり→〇〇への援助→16億円を使つての施設建設計画→新しい公園作り、整備とのセットで基本計画の一部改定 この計画の中心にあるのがスケボー、BMX施設の建設に伴うものである。 計画を知らない町民が多くいることが問題。昨年有形ばかりの説明会と意見募集。既に方向性が決まっている中での説明。「広報には載せています」では不十分な進め方。 計画の理由に使われる抽象的な文言の数々、持続可能なまちづくり、関係人口の増加、にぎわい、やすらぎ、等々。 〇〇への偏った支援、補助。ストリートスポーツがいつしか競技を目指したエリート育成スポーツになっていないか？	(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画のとおり、持続可能なまちづくりのために、寒川町人口ビジョンや寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けている雇用機会の確保と産業の創出、若い世代の子育て環境の整備、まちの魅力と認知度の向上に向けた施策を進めていく必要があると考えております。 その中の有効な取組の1つとして、関係人口の獲得を目標としたストリートスポーツの活用を進めております。 関係人口の獲得に向け、ストリートスポーツパークの施設の年間利用者を約34,000人を目標としています。公園内にカフェなどを設置することにより、さらなる関係人口の獲得が期待できます。 また、令和8年広報さむかわ6月号において、さむかわ西公園の整備の目的やにぎわい公園ややすらぎ公園などについてお知らせしておりますが、今後も具体的な施設や運営内容が決まり次第、適宜町民の皆さまに周知してまいります。	無
1	2	その他	北部に緑地がなく、中央から南部に偏っている。	北部地区には、河川敷に倉見スポーツ広場があるものの、さむかわ中央公園や一之宮公園といった比較的面積の大きい公園はございませんが、倉見観音堂緑地、倉見桜緑道、倉見緑道を整備することで、緑の確保を図っております。	無
1	3	計画案P46 第4章 みどりの基本 施策 (整備1-2)	川とのふれあい公園や倉見野球場の簡易トイレやベンチ等の老朽化。	川とのふれあい公園や倉見スポーツ広場は、河川区域内の公園のため、トイレ等の施設は、増水時移動可能である必要があり、簡易トイレを設置しています。 なお、川とのふれあい公園につきましては、近接地に新たなトイレの設置を検討しております。 ベンチにつきましては、他の公園も含め、交換時期等を検討してまいります。	無

1	4	その他	既に工事も始まっているので進めるからには始めたばかりの愛好家にも取り込んでほしい。（あちらこちらでの遊んだ後のごみ問題あり）	多くの方に愛されるよう公園でピクニックやイベントなどでも楽しめるよう整備・運営してまいります。 また、自転車歩行者専用道路「さがみグリーンライン」などでサイクリングやジョギングなどをする方々の休憩地としても活用できるようにしてまいります。 また、公園をご利用いただいた方々に愛される公園となるようにごみ対策などを踏まえて運営してまいります。	無
1	5	その他	サイクリングロードも横を通るので、安全と美観の確保。	公園とさがみグリーンラインが隣接する箇所があるので、双方の利用者の安全を確保してまいります。 また、美観についても、設計に配慮してまいります。	無
1	6	その他	防災拠点としての役割。（世界大会が出来るほどの立派な箱を作るのであれば、いざという時の防災拠点の機能も備えて欲しい）	公園の一部は、隣接する一級河川相模川の河川管理者である国の水防拠点として、資材等の置き場等として使用する予定です。 また、地震時の避難所等など防災拠点としての位置づけについて、その必要性等を検討しながら庁内各課と調整してまいります。	無
2	7	その他	今回の寒川町みどりの基本計画 一部改定（案）は、寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント（町民意見の公募）であり、その改訂項目が①～④まであげられていますが、メインは④の都市計画緑地に関する方針の変更であり だとしたら、④を最初にもってくるべきです。 ほかは、①担当課の変更 ②文言削除 ③表記の変更 と軽微な変更であり、後回しでよいと感じます。 町が相模川沿いの一之宮5丁目他に進めているストリートスポーツパーク整備事業を進めるうえで、それとの整合性を確保するため、都市計画緑地に関する方針の一部を変更することは理解し、賛成します。 しかし、本来は基本計画や方針を改定したうえで当該事業を進めるべきであり、先に事業ありきで、（事業は議会で承認されていますが）、後出して、取ってつけたように上記基本計画の一部を改訂するやり方には疑問を感じます。	記載項目の順序については、改定による影響度を考慮するとご指摘のとおりであり、今後の改定の際には配慮いたします。 また、手続きのタイミングについては、みどりの基本計画には、緑地の確保目標水準を記載する必要がある、公園整備の面積が定まったこの時期に改定をするものです。	無

2	8	その他	新聞3紙に折りこみの意見広告がありましたが約16億円？を投じて新たな公共施設を整備することについては、その必要性や優先順位を十分に検討すべきです。限られた財源は、子育て支援、高齢者福祉、交通安全対策（歩道・自転車道の整備）、生活環境の改善（ごみ集積所やカラス対策）、さらには老朽化した地域集会所や道路・下水道などの維持管理や治水・防災・減災対策に重点的に活用することが、町民にとって身近な切実な問題ではないでしょうか。	令和8年広報さむかわ6月号でお知らせしたとおり、総事業費としては約16億3,200万円ですが、その内訳は国・県の補助金が約7億2,300万円、地方債（借入金）約5億,6100万円、まちづくり基金約3億4,800万円です。また、今後、他の補助金の獲得やふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツ等により財源確保し、町民サービスに使う部分の財源はできる限り使わないよう進めてまいります。なお、今後も持続可能なまちづくりに向け、寒川町人口ビジョンや寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけている雇用機会の確保と産業の創出、若い世代の子育て環境の整備、まちの魅力と認知度の向上に向けた施策を進めていくとともに、ご指摘いただいたとおり、子育て支援や高齢者福祉などの顕在化された課題への対応も、関係各課と情報共有を図りながら検討を進めてまいります。	無
2	9	その他	施設整備にあたっては、世界大会の開催を目指すような大規模なものではなく、将来世代に過度な財政負担を残さない、身の丈に合った施設とし、「にぎわい」と「やすらぎ」をうまく両立できる公園づくりを望みます。	寒川町特有の強みを生かし、関係人口を効果的に獲得するために世界大会も開催できる施設を整備し、「にぎわい」と「やすらぎ」を両立できる公園といたします。	無
2	10	その他	この施設を防災拠点として位置付けることについては、相模川沿いの低地に立地していることから、集中豪雨や浸水時に十分な機能を果たせるのか疑問があります。	現時点で検討している防災機能としては、隣接する一級河川相模川の河川管理者である国の水防拠点として、資材等の置き場等として使用する予定です。また、地震時の避難所等など防災拠点としての位置づけについては、その必要性等を検討しながら庁内各課と調整してまいります。	無
2	11	その他	今回のパブリックコメントは「寒川町みどりの基本計画（一部改定案）」に関するものであることから意見はこの程度にとどめますが、今後は16億円の財源の根拠、収支見通しなどについて、十分な情報公開と説明をお願いします。	令和8年広報さむかわ6月号でお知らせしたとおり、総事業費としては約16億3,200万円ですが、その内訳は国・県の補助金が約7億2,300万円、地方債（借入金）約5億,6100万円、まちづくり基金約3億4,800万円です。また、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画のとおり、類似施設などを参考にランニングコストを年間約7千万円と想定し、約半分は利用料で賄えると考えておりますが、具体的な収支につきましては、今後指定管理予定者と調整してまいります。	無

2	12	その他	今後とも、寒川町自治基本条例をはじめ、関連法令や条例、規則を遵守し、公正で透明性の高い行政運営を行われることを望みます。	いただいたご意見を基に今後とも取り組んでまいります。	無
3	13	その他	【意見・提案】河川区域外を基本とする「さむかわ道の駅」の段階的検討 寒川北IC・神川橋周辺のうち、一般道路から安全に出入りでき、かつ河川区域外で必要面積を確保できる土地を基本候補として、道の駅の可能性調査を行うことを提案します。特定の場所を先に決めるのではなく、土地利用規制、浸水想定、周辺道路への影響、歩行者安全、農地・自然環境への影響を比較して候補地を選定します。 基幹機能：無料で24時間利用できる駐車場・トイレ・子育て応援施設、道路・観光・災害情報、休憩スペースを確保します。 地域連携機能：地元農家・JA・商工会等との協議により、農産物販売、地域飲食、加工品、催事等を検討します。既存の「わいわい市」とは競合ではなく、品揃え・営業時間・観光案内等を補完する関係を目指します。 交通面：大型車と一般車、歩行者・自転車の動線を分離し、生活道路への抜け道交通や渋滞を生じさせないアクセス計画を条件とします。	寒川町みどりの基本計画につきましては、都市緑地法第4条に規定されている法定計画であり、主として都市計画区域内における市町村のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。そのため、現段階では道の駅に関することは反映できませんが、いただいたご提案内容は関係各課等と情報共有いたします。	無
3	14	その他	【意見・提案】相模川の眺望価値と既存施設を結ぶ回遊ネットワーク 神川橋周辺と川とのふれあい公園は、相模川越しに富士山、大山、丹沢連峰、箱根方面を望める寒川固有の景観資産です。この眺望を、建築物を増やすことだけで価値化するのではなく、既存堤防・緑道・公園の安全性と快適性を高めることから始めます。 回遊ルート：道の駅候補地、川とのふれあい公園、寒川神社、旧目久尻川ふるさと緑道、倉見方面を、歩行・自転車で無理なく移動できる案内・休憩・緑化ネットワークとして整理します。 景観・環境保全：眺望点、ベンチ、日陰、案内サイン等は、河川管理上支障の少ない仕様とし、カワラノギクをはじめとする河川固有の生態系や洪水時の安全性に配慮します。 維持管理：整備後の除草、清掃、照明、夜間利用、防犯等まで含め、町・県・国・地域団体の役割を事前に整理します。	神奈川県が整備を進めています「さがみグリーンライン」上に川とのふれあい公園、田端スポーツ公園があり、近くには、寒川神社や一之宮緑道・一之宮公園などがあります。新たな公園もさがみグリーンライン上にできるため、町内を回遊できるよう検討してまいります。	無

3	15	その他	【意見・提案】治水を最優先にした地域防災・ペット同行避難支援 相模川周辺は洪水時の浸水リスクを前提に考える必要があります。建物を高床化すれば安全になると一律に判断せず、候補地ごとの浸水深、流速、避難経路、電源・機械設備、車両退避時間を確認し、河川区域外であっても必要な地盤高や垂直避難機能を検討します。河川区域内には常設建築物を前提とせず、治水機能を妨げない利用に限定します。 日常の防災機能：災害・道路情報の発信、非常用電源、飲料水、備蓄、マンホールトイレ等について、町の地域防災計画との整合を確認します。道の駅を単独の避難所と決めるのではなく、既存指定避難所や広域輸送拠点との役割分担を明確にします。 ペット同行避難：災害時に飼い主とペットが同行して安全に避難できるよう、人の居住区画と分離した一時受入区画、ケージ保管、衛生・騒音対策、飼料備蓄等を検討します。常設の大規模施設を最初から建設するのではなく、訓練や協定から始めます。 動物医療との連携：24時間動物病院の常設は、獣医師確保と採算性の検証が必要です。まず町内外の動物病院、神奈川県、獣医師会、民間事業者との災害時応援協定や休日・夜間連携の可能性を調査し、市場性が確認できた場合にテナント誘致を検討します。 保護猫・動物福祉：譲渡会や一時預かりは、既存団体の活動を支援する催事・相談機能から始めます。地域猫対策は、野鳥等への影響にも配慮し、適正飼養、繁殖抑制、屋内飼養の啓発と組み合わせます。 レクリエーション：ドッグラン、BMX、スケート等は、騒音・安全・管理費・既存公園利用との調整を行い、需要調査や期間限定の実証実験を経て導入を判断します。河川敷で行う場合は、洪水時に撤去・閉鎖できる設備を基本とします。	寒川町みどりの基本計画につきましては、都市緑地法第4条に規定されている法定計画であり、主として都市計画区域内における市町村のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。そのため、現段階ではいただいた内容を反映できませんが、いただいたご提案内容は関係各課等と情報共有いたします。	無
3	16	その他	【意見・提案】倉見ツインシティとの連携と、ETC2.0一時退出対象化の将来検討 本道の駅構想を、ツインシティ倉見地区、相模川の水辺、寒川神社、一之宮方面をつなぐ「水とみどりの交流軸」の一拠点として検討します。東海道新幹線新駅の誘致結果に依存せず、町民の日常利用と一般道路利用者だけでも成立し得る施設規模を基本とし、将来の広域交通整備に応じて段階的に連携を強化します。 ETC2.0一時退出連携：道の駅が国の登録要件を満たした後、休憩施設の空白状況、寒川北ICからの距離、交通安全、利用需要等を整理し、国土交通省およびNEXCO中日本に対して、一時退出社会実験の対象指定を要望する可能性を検討します。対象となった場合も、ETC2.0搭載車、指定IC、対象施設への立寄り、2時間以内、同一IC・同一方向への再流入等の利用条件を分かりやすく案内します。 関係機関：国土交通省、河川管理者、神奈川県、NEXCO中日本、道路管理者、交通管理者、平塚市等との協議事項を整理します。「ハイウェイオアシス」や「PA」と断定せず、まず一般道路側の道の駅として成立性を確認します。 財政・運営：国庫補助金等は採択を前提とせず、活用条件と対象経費を個別に確認します。指定管理者制度とPPP/PFIは別の制度として比較し、民間事業者への市場調査、需要予測、概算事業費、収支、VFM、撤退時のリスクまで示した上で事業方式を判断します。	寒川町みどりの基本計画につきましては、都市緑地法第4条に規定されている法定計画であり、主として都市計画区域内における市町村のみどりとオープンスペースの保全・創出に関する総合的な計画です。そのため、現段階ではいただいた内容を反映できませんが、いただいたご提案内容は関係各課等と情報共有いたします。	無

4	17	計画案P11 第2章 寒川町のみどり概要	生物多様性基本法を促進する法として「生物多様性増進促進法（略称）」が２０２５年４月１日に施行されました。 企業などの民地、都市緑地などの公有地を含めた広範囲の緑地が対象となっていて、多くの促進計画が自然共生サイトとして認定されています。 みどりの計画にある「対象となるみどり」「みどりの役割の生物多様性保全」については問題ないと思います。 生物多様性基本法（２００８年）で県・市町村は「生物多様性基本戦略」を定めることが努力規定とされ、横浜、川崎、相模原、藤沢、茅ヶ崎、厚木、秦野、大磯、山北が「みどりの基本計画」あるいは「環境基本計画」の一部を「地域基本戦略」として位置づけています。 ＜具体的な事項＞ 「みどりの少ない寒川町」の「みどりの基本計画」にとって、「生物多様性増進促進法（略称）」の役割は大きいと思います。何よりも目標が明確になり、具体的活動が公的に認定されます。 秦野市のみどりの計画（2026.3）には自然共生サイト認定の目標が入っていますが、寒川町はそこまではいかなくとも「自然共生サイト認定に向けての取り組みを進める」あるいは「生物多様性増進促進法（略称）の取り組みを進める」ということの追記を希望します。	生物多様性の取り組みにつきましては、重要な取り組みの一つとして認識しております。ご意見を踏まえ関係各課等とも調整し、今後の対応について検討してまいります。	無
---	----	----------------------------	---	--	---